

## 香川県条例第3号

香川県税条例等の一部を改正する条例

(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>都道府県の区域</u>の全部又は一部にわたる県税の第26条に規定する期限の延長に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法令に別の定めがあるもの</p> <p>2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の4の規定により知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収については、県税事務所の長に委任する。</p> <p>3 知事は、前2項の規定により委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所の長に指示することができる。</p> <p>(申告書、届出書等の提出)</p> <p>第9条 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、<u>第5条第1項第3号</u>に掲げるものを除き、県税事務所の長を経由しなければならない。</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第26条 知事は、<u>都道府県の区域</u>の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類</p>	<p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第5条 知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項及び過料に関する事項については、次に掲げるものを除き、香川県県税事務所（以下「県税事務所」という。）の長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税の特別措置について定めた条例による課税免除及び不均一課税に関する事項</u></p> <p>(3) <u>県の全部又は一部の区域にわたる県税の第26条に規定する期限の延長に関する事項</u></p> <p>(4) <u>県が課する固定資産税に関する事項</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、法令に別の定めがあるもの</p> <p>2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の4の規定によって知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収については、県税事務所の長に委任する。</p> <p>3 知事は、前2項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所の長に指示することができる。</p> <p>(申告書、届出書等の提出)</p> <p>第9条 この条例の規定によって知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、<u>第5条第1項第4号</u>に掲げるものを除き、県税事務所の長を経由しなければならない。</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第26条 知事は、<u>県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査</u></p>

の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域及びその理由のやんだ日から2月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。

## 2・3 略

### 附 則

#### （自動車税の税率の特例）

40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1項第1号ア	略
第1項第1号イ	
第1項第2号ア	
第1項第2号イ	
第1項第2号ウ(ア)	
第1項第2号ウ(イ)	
第1項第3号ア(イ)	
第1項第3号イ	
第1項第4号	
第1項第5号	

請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域及びその理由のやんだ日から2月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。

## 2・3 略

### 附 則

#### （自動車税の税率の特例）

40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車（以下「電気自動車」という。）、同項に規定する天然ガス自動車（以下「天然ガス自動車」という。）、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成28年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第88条第1項第1号ア	略
第88条第1項第1号イ	
第88条第1項第2号ア	
第88条第1項第2号イ	
第88条第1項第2号ウ(ア)	
第88条第1項第2号ウ(イ)	
第88条第1項第3号ア(イ)	
第88条第1項第3号イ	
第88条第1項第4号	
第88条第1項第5号	

第3項第1号
第3項第2号
第4項第1号
第4項第2号

41 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第3項第1号
第88条第3項第2号
第88条第4項第1号
第88条第4項第2号

41 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第3項第2号に規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に定めるもの
- (3) 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ同号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第7項に定めるものに適合するもの

第1項第1号ア
第1項第1号イ
第1項第2号ア

略

第88条第1項第1号ア
第88条第1項第1号イ
第88条第1項第2号ア

略

第1項第2号イ
第1項第2号ウ(ア)
第1項第2号ウ(イ)
第1項第3号ア(ア)
第1項第3号ア(イ)
第1項第3号イ
第1項第4号
第1項第5号
第3項第1号
第3項第2号
第4項第1号
第4項第2号

第88条第1項第2号イ
第88条第1項第2号ウ(ア)
第88条第1項第2号ウ(イ)
第88条第1項第3号ア(ア)
第88条第1項第3号ア(イ)
第88条第1項第3号イ
第88条第1項第4号
第88条第1項第5号
第88条第3項第1号
第88条第3項第2号
第88条第4項第1号
第88条第4項第2号

42 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に規定する基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア
第1項第1号イ
第1項第2号ア
第1項第2号イ
第1項第2号ウ(ア)
第1項第2号ウ(イ)
第1項第3号ア(ア)
第1項第3号ア(イ)
第1項第3号イ
第1項第4号

略
---

42 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第1項第1号ア
第88条第1項第1号イ
第88条第1項第2号ア
第88条第1項第2号イ
第88条第1項第2号ウ(ア)
第88条第1項第2号ウ(イ)
第88条第1項第3号ア(ア)
第88条第1項第3号ア(イ)
第88条第1項第3号イ
第88条第1項第4号

略
---

第1項第5号
第3項第1号
第3項第2号
第4項第1号
第4項第2号

第88条第1項第5号
第88条第3項第1号
第88条第3項第2号
第88条第4項第1号
第88条第4項第2号

第2条 香川県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則 <u>(第1条—第7条)</u>	第1節 通則
第2節 賦課徴収 <u>(第8条—第26条)</u>	第2節 賦課徴収
第3節 香川県行政手続条例との関係 <u>(第27条—第30条)</u>	第3節 香川県行政手続条例との関係
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 県民税 <u>(第31条—第40条の5)</u>	第1節 県民税
第2節 事業税 <u>(第41条—第44条の2)</u>	第2節 事業税
第3節 不動産取得税 <u>(第45条—第53条)</u>	第3節 不動産取得税
第4節 県たばこ税 <u>(第54条・第55条)</u>	第4節 県たばこ税
第5節 ゴルフ場利用税 <u>(第56条—第77条)</u>	第5節 ゴルフ場利用税
第6節 軽油引取税 <u>(第78条—第86条の3)</u>	第6節の2 軽油引取税
第7節 自動車税	第7節 自動車税
第1款 環境性能割 <u>(第86条の4—第86条の9)</u>	第8節 鉱区税
第2款 種別割 <u>(第87条—第92条)</u>	第9節 削除
第8節 鉱区税 <u>(第93条—第95条)</u>	第10節 県が課する固定資産税
第9節 削除	第3章 目的税
第10節 県が課する固定資産税 <u>(第100条—第102条の2)</u>	第1節及び第2節 削除
第3章 目的税	第3節 狩猟税
第1節及び第2節 削除	附則
第3節 狩猟税 <u>(第116条—第120条)</u>	
附則	

(税目)

第3条 略

(1)～(6) 略

(7)～(10) 略

2 略

(県税の納稅管理人)

第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税の種別割、鉱区税又は県が課する固定資産税の納稅義務者又は特別徵收義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、県内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納稅管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち納稅に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納稅管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納稅管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2～4 略

(県税に関する過料)

第25条 正当な事由がなくて、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- (1) 納稅義務者又は特別徵收義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、第74条の10第1項から第3項まで若しくは第160条第1項の規定又は前条（鉱区税に係るものを除く。）、第44条、第47条第1項若しくは第3項、第90条若しくは第94条の規定により申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。
- (2) 法第147条第1項に規定する場合における自動車の売主が第90条の2の規定により報告すべき事項について報告をしなかったとき。
- (3) 法第742条第1項又は第3項の規定により知事が指定した償却資産の所有者が法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告すべき事項について申告をしなかったとき。

2・3 略

(税目)

第3条 県税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 自動車取得税

(8)～(11) 略

2 略

(県税の納稅管理人)

第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉱区税又は県が課する固定資産税の納稅義務者又は特別徵收義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、県内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納稅管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち納稅に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納稅管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納稅管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2～4 略

(県税に関する過料)

第25条 正当な事由がなくて、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- (1) 納稅義務者又は特別徵收義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、第74条の10第1項から第3項まで若しくは第122条第1項の規定又は前条（鉱区税に係るものを除く。）、第44条、第47条第1項若しくは第3項、第90条若しくは第94条の規定によって申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。
- (2) 法第145条第2項に規定する自動車の売主が第90条の2の規定によつて報告すべき事項について報告をしなかったとき。
- (3) 法第742条第1項又は第3項の規定によって知事が指定した償却資産の所有者が法第745条第1項の規定によつて準用する法第383条の規定によつて申告すべき事項について申告をしなかったとき。

2・3 略

(法人税割の税率)

第38条 法人税割の税率は、100分の1とする。

(法人税割の税率)

第38条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

第2章第6節の節名を削り、第71条から第77条までを次のように改める。

第71条から第77条まで 削除

第2章第6節の2を同章第6節とする。

第2章第7節中第87条の前に次の1款及び款名を加える。

第1款 環境性能割

(環境性能割の課税免除)

第86条の4 日本赤十字社が所有する救急自動車又は血液事業の用に供する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の納付の方法)

第86条の5 環境性能割の納税義務者が法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

2 環境性能割の納税義務者が法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合で知事において前項の規定による表示をさせることができない理由があると認めるときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予の申告)

第86条の6 法第164条第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産をその取得の日から6月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明する書類を添付して、法第160条第1項に規定する申告をする際、併せてこれを知事に提出して行わなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(3) 自動車の登録番号

(4) 自動車の主たる定置場

(5) 譲渡担保財産の取得年月日

(6) 譲渡担保財産の設定者への譲渡担保財産の移転予定年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の還付の申請)

第86条の7 法第164条第6項に規定する環境性能割に係る徴収金の還付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該譲渡担保財産をその取得の日から6月以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転したことを証明する書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の種類、用途、車名及び型式

(3) 自動車の登録番号

(4) 自動車の主たる定置場

- (5) 環境性能割の納付年月日
- (6) 譲渡担保財産の取得年月日
- (7) 譲渡担保財産の設定者への譲渡担保財産の移転年月日  
(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等の申請)

第86条の8 法第165条第1項に規定する環境性能割に係る納税義務の免除又は同条第2項に規定する環境性能割額に相当する額の還付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車をその取得の日から1月以内に同条第1項に規定する理由により当該自動車販売業者に返還したことを証明する書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の取得年月日
- (3) 自動車の返還年月日
- (4) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (5) 自動車の登録番号
- (6) 自動車の主たる定置場
- (7) 還付の申請にあっては、環境性能割の納付年月日
- (8) 納税義務の免除又は還付を受けようとする理由  
(環境性能割の減免)

第86条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

- (1) 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）が運転する自動車又は身体障害者等（身体障害者又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事において必要があると認めるもの
- (2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事において必要があると認めるもの
- (3) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車のうち、営業用のものに係る自動車の取得で知事において必要があると認めるもの
- (4) 特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する自動車を特定非営利活動法人設立日以後1年以内に無償で譲渡を受けた場合における当該自動車の取得
- (5) 取得した自動車がその取得の日から1月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得
- (6) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により環境性能割の減免を受けた自動車を除く。以下「被災車」という。）に代わる自動車（以下「代替車」という。）を当該災害のやんだ日から6月以内に取得した場合における当該代替車の取得

2 前項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請は、法第160条第1項に規定する申告をする際、併せて次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の住所及び氏名
- (4) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的
- (5) 自動車の取得年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 第1項第2号又は第3号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第2号に該当する自動車の取得に係るものにあっては構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車であること、同項第3号に該当する自動車の取得に係るものにあっては専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車であることを証明する書類を添付して、法第160条第1項に規定する申告をする際、併せてこれを知事に提出して行わなければならない。

- (1) 減免を受ける者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的
- (3) 自動車の取得年月日
- (4) 自動車の取得価額
- (5) 自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更又は専ら身体障害者が運転するための構造変更に要した金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

4 第1項第2号に該当する自動車の取得のうち、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請をする場合又は前項第5号に掲げる事項を申請者が記載できないことにつき、知事においてやむを得ない理由があると認める場合には、同号に掲げる事項については、同項に規定する申請書に記載することを要しない。

5 第1項第4号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、法第160条第1項に規定する申告をする際、併せてこれを知事に提出して行わなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の住所、名称及び代表者の氏名
- (2) 特定非営利活動法人設立日
- (3) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場、種別、車名、型式、用途及び使用目的
- (4) 自動車の取得年月日

6 第1項第5号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請は、災害のやんだ日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車がその取得の日から1月以内に当該災害により滅失し、又は損壊したことを証明する書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 自動車の取得年月日及び抹消登録年月日
- (4) 減免を受けようとする理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

7 第1項第6号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請は、災害のやんだ日から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車が当該災害のやんだ日から6月以内に取得した代替車であることを証明する書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 代替車の取得年月日
- (3) 被災車の登録番号又は車両番号、車名及び型式
- (4) 被災車の取得年月日及び抹消登録年月日
- (5) 減免を受けようとする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

## 第2款 種別割

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の課税免除)</p> <p>第87条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第88条 <u>次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率</u>は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) バス (3輪の小型自動車であるものを除く。<u>以下この号において同じ。</u>)</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) <u>一般乗用バス</u> (道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下同じ。)</p> <p>a～g 略</p> <p>(イ) <u>一般乗用バス以外のバス</u></p> <p>a～g 略</p> <p>イ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 特種用途自動車(キャンピング車を除く。以下同じ。)に対して課する<u>種別割</u>の税率については、当該特種用途自動車をその種類により準ずる前項第1号から第4号までに掲げる自動車とみなして、<u>これらの規定を適用する</u>。この場合において、同項第3号中「乗車定員」とあるのは、「乗車定員として知事が定める人数」とする。</p> <p>3 前項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)のうち、最大積載量が1トン以下のもの又は最大積載量の定めがないものに対して課する<u>種別割</u>の税率は、</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第87条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第88条 <u>自動車税の税率</u>は、<u>次の各号に掲げる自動車に対し</u>、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) バス (3輪の小型自動車であるものを除く。)</p> <p>ア 営業用</p> <p>(ア) <u>一般乗用のもの</u> (道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)</p> <p>a～g 略</p> <p>(イ) <u>一般乗用のもの以外のもの</u></p> <p>a～g 略</p> <p>イ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 特種用途自動車(キャンピング車を除く。以下同じ。)の自動車税の税率については、当該特種用途自動車をその種類により準ずる前項第1号から第4号までに掲げる自動車とみなして、<u>同項第1号から第4号までの規定を適用する</u>。この場合において、同項第3号中「乗車定員」とあるのは、「乗車定員として知事が定める人数」とする。</p> <p>3 前項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)のうち、最大積載量が1トン以下のもの又は最大積載量の定めがないものの自動車税の税率は、</p>

割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

4 第1項第2号に掲げるトラック（第2項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車を含む。）のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、第1項第2号（第2項の規定により同号の規定が適用される場合を含む。以下この項において同じ。）又は前項の規定にかかわらず、同号又は同項に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

5～7 略

#### （種別割の納期）

第89条 種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

#### （種別割の証紙徴収の方法）

第89条の2 法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法により種別割を徴収しようとする場合には、法第177条の13第1項に規定する申告書（次条第2項及び第3項において「申告書」という。）に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

#### （種別割の賦課徴収に関する申告）

第90条 法第177条の13第1項の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 法第146条第3項の使用者となった場合又は使用者でなくなった場合

(6) 略

2 種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から10日以内（10日以内に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）に、申告書を提出しなければならない。

3 種別割の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事

同項の規定にかかわらず、1台について、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

4 第1項第2号に掲げるトラック（第2項の規定によりトラックとみなされる特種用途自動車を含む。）のうち最大乗車定員が4人以上であるものの自動車税の税率は、第1項第2号（第2項の規定により同号の規定が適用される場合を含む。以下この項において同じ。）又は前項の規定にかかわらず、同号又は同項に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 略

5～7 略

#### （自動車税の納期）

第89条 自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

#### （自動車税の証紙徴収の方法）

第89条の2 法第151条第3項の規定によって証紙徴収の方法によって自動車税を徴収しようとする場合においては、法第152条第1項に規定する申告書（次条第2項及び第3項において「申告書」という。）に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。

#### （自動車税の賦課徴収に関する申告）

第90条 法第152条第1項の条例の定める場合は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 法第145条第3項の使用者となった場合又は使用者でなくなった場合

(6) 略

2 自動車税の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から10日以内（10日以内に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際）に、申告書を提出しなければならない。

3 自動車税の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した

項に異動を生じたときは、法第177条の13第1項又は前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、種別割の賦課徴収に関し必要があるときは、種別割の納税義務者に対し、報告を求めることができる。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第90条の2 法第147条第1項に規定する場合における自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則で定めるところにより、当該請求があつた日から15日以内に、知事に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(種別割の納付義務の免除の申告)

第90条の3 法第11条の9第2項の規定による種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(災害等による種別割の軽減)

第91条 次の各号のいずれかに該当する者のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、種別割を軽減する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その軽減を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(商品中古自動車に対する種別割の軽減)

第91条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けて同法第2条第1項に規定する古物である自動車を取り扱う者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもので、その者が使用者であるものに限る。以下「商品中古自動車」という。）のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を軽減することができる。

事項に異動を生じたときは、法第152条第1項又は前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、自動車税の賦課徴収に関し必要があるときは、自動車税の納税義務者に対し、報告を求めることができる。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第90条の2 法第145条第2項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、知事に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(自動車税の納付義務の免除の申告)

第90条の3 法第11条の9第2項の規定による自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(災害等による自動車税の軽減)

第91条 次の各号のいずれかに該当する者のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、自動車税を軽減する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によって自動車税の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その軽減を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(商品中古自動車に対する自動車税の軽減)

第91条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けて同法第2条第1項に規定する古物である自動車を取り扱う者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもので、その者が使用者であるものに限る。以下「商品中古自動車」という。）のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を軽減することができる。

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第91条の3 知事は、身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあっては納期限前5日までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあっては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

(1)～(5) 略

3 略

(1) 前年度中に第86条の9第1項第1号の規定により当該身体障害者が環境性能割の減免を受けた自動車の取得に係る自動車

(2) 第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の種別割の減免を受けた自動車

4 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、第2項の規定により提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に対する種別割の減免)

第91条の4 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を

2 前項の規定によって自動車税の軽減を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第91条の3 知事は、身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限前5日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定める書類を、規則で定めるところにより、提示し、又は添付しなければならない。

(1)～(5) 略

3 身体障害者が所有する次の各号のいずれかに該当する自動車を当該身体障害者が運転する場合における前項の規定の適用については、当該身体障害者から同項の規定による申請書の提出及び書類の提示があったものとみなす。

(1) 前年度中に第77条第1項第2号の規定により当該身体障害者が自動車取得税の減免を受けた自動車の取得に係る自動車

(2) 第1項の規定により当該身体障害者が前年度分の自動車税の減免を受けた自動車

4 第1項の規定により自動車税の減免を受けた者は、第2項の規定によって提出した申請事項に異動が生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に対する自動車税の減免)

第91条の4 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税

減免することができる。

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあっては納期限前5日までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあっては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車が構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。  
(1)～(3) 略
- 3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、前項の規定により提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(生活路線の運行の用に供する一般乗用バスに対する種別割の減免)

第91条の5 知事は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（知事が地方バス路線の運行を維持するために交付する補助金のうち規則で定めるものを前年度に受けた者に限る。）が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗用バスで、規則で定める路線の運行の用に供されるもののうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、5月26日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免の対象となる一般乗用バスを規則で定める路線の運行の用に供していることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(種別割に係る証明書の交付)

第92条 知事は、自動車の所有者が道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該所有者が当該自動車について現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則で定めるところにより、その旨を証する証明書を交付するものとする。

附 則

を減免することができる。

- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限前5日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該自動車が構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。  
(1)～(3) 略
- 3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、前項の規定によって提出した申請書の記載事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに知事に報告しなければならない。

(生活路線の運行の用に供する一般乗用バスに対する自動車税の減免)

第91条の5 知事は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（知事が地方バス路線の運行を維持するために交付する補助金のうち規則で定めるものを前年度に受けた者に限る。）が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗用バスで、規則で定める路線の運行の用に供されるもののうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、5月26日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免の対象となる一般乗用バスを規則で定める路線の運行の用に供していることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(自動車税に係る証明書の交付)

第92条 知事は、自動車の所有者が道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該所有者が当該自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則で定めるところによつて、その旨を証する証明書を交付するものとする。

附 則

(法人税割の税率の特例)

- 21 昭和51年4月1日から平成33年3月31までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

- 22 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(法人税割の税率の特例)

- 21 昭和51年4月1日から平成33年3月31までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の4とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

- 22 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

附則中第30項を削り、第31項を第30項とし、第32項から第36項までを1項ずつ繰り上げ、第37項を削り、第38項を第36項とし、第39項を第37項とする。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>38 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びに一般乗用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登</p>	<p>附 則</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登</p>

録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

附則中第41項及び第42項を削り、第43項を第39項とし、第44項から第49項までを4項ずつ繰り上げる。

(香川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県税条例等の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 附則第3項から前項までの規定は、新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に対する平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第3項	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
附則第4項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
附則第5項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
前項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額

8 附則第3項から第6項までの規定は、新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第3項	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第4項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第5項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第6項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中香川県税条例（以下「県税条例」という。）第5条第1項第3号の改正規定（同号を同項第2号とする部分を除く。）及び県税条例第26条の改正規定 公布の日
  - 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。附則第5項において同じ。）及び第3条並びに附則第5項の規定 平成29年4月1日
  - 第2条及び次項から附則第11項まで（附則第5項を除く。）の規定 平成31年10月1日  
(法人の県民税に関する経過措置)
- 第2条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、前項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(法人の事業税に関する経過措置)
- 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定による改正前の県税条例附則第30項の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)
- 5 第1条の規定による改正後の県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 6 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 7 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。  
(特別会計の設置に関する条例の一部改正)
- 8 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「第73条第1項」を「第86条の5第1項」に改める。  
(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)
- 9 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「附則第31項」を「附則第30項」に改める。  
(香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 10 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表1の項中「第77条第3項」を「第86条の9第2項」に改める。  
(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)
- 11 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例」を「第42条又は」に改め、同条第2項中「附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条に規定する税率又は県税条例」を「第42条又は」に改める。  
第3条中「附則第31項」を「附則第30項」に改める。